

令和3年7月26日

雲南市長 石飛 厚志 様

雲南市下水道事業に関する審議会
会長 金山 壽 忠

下水道使用料の改定について（答申）

令和3年4月16日付け水総第8号で諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 下水道使用料改定の時期 令和4年4月使用分から
2. 改定の使用料の額

下水道使用料を平均20%引き上げるものとする。

各区分の改定後の使用料及び改定率は下記のとおりとする。

区 分 (m ³)	現行の使用料 (円)	改定後の使用料 (円)	改定率 (%)	
基本使用料	1,012 (920)	1,207.8 (1,098)	19.3	
従量使用料	0～8	0 (0)	0 (0)	
	9～20	143 (130)	173.8 (158)	21.5
	21～50	198 (180)	237.6 (216)	20.0
	51～	253 (230)	298.1 (271)	17.8

※括弧は税抜き額

3. 付記意見

下水道使用料の改定にあたり、本審議会における意見・要望などについて、下記のとおり付記しますので、十分にご検討いただき、改定にあたって生かしていただきますよう要望します。

(1) 下水道への排水量は、今算定期間においては、1.4%の減少を見込んでいる。しかし、今後の人口減少や節水器具の普及に伴いさらに減少することが予想される。排水量の減少は使用料収入に直結し、下水道事業の経営に大きく影響を与えるものであり、使用料収入の確保及び支出の削減に努め安定した事業運営を行っていただきたい。

(2) 令和2年度から公共下水道事業に地方公営企業法が適用され、また、農業集落排水事業及び合併浄化槽事業においても、令和5年度から地方公営企業法の適用が計画されている。地方公営企業法の適用により、今後ますます公営企業としての独立採算制が求められる。市民生活に重要なライフラインである下水道事業を継続させていくためにも、適正な下水道使用料の見直しを図っていく必要がある。一方で、市民の負担軽減のためにも、下水道事業への繰出金については、急激かつ大幅な減少がないようできる限り配慮していただきたい。

(3) 収入の増額に向けては、接続率の向上並びに徴収率の向上にこれまで以上に努力していただきたい。また、支出の削減に向けては、施設の統廃合及び今後想定される施設の更新など、随時計画の見直しを的確に実施することで、将来の負担軽減に取り組んでいただきたい。併せて、経常経費削減に積極的に取り組んでいただきたい。

(4) 一昨年発生した新型コロナウイルス感染症は、地域経済と市民生活に大きな影響を与えている。こうしたなか、使用料の改定の実施についてはその影響を考慮して判断していただきたい。

(5) 県内8市の中で一番低い使用料となっているなかで、今回の改定により6番目となるが、雲南市が目指す若者の定住促進に向けて魅力ある定住環境の整備に努めると同時に、地方公営企業の健全な発展にも努力していただきたい。

(6) 合併に伴い各町村間の使用料の格差を解消する改定を平成20年4月に行っている。今回の使用料改定は、初めてとなる使用料改定である。今後は、一定期間での適正使用料の検討を行い、大幅な使用料改定とならないよう配慮していただきたい。

(7) 近年全国各地で大規模な自然災害が発生している。本年7月には本市内でも豪雨による災害が発生している。下水道は住民にとって大切なライフラインであり、災害時に対応できる体制の整備に努めていただきたい。